

(別添 1)

RPA ソフトウェアの利用ライセンス及び保守サポート提供契約書(案)

奈良市（以下「発注者」という。）と□□□□□□□□□□□□□□□□（以下「受注者」という。）とは、次の条項により「RPA ソフトウェアの利用ライセンス及び保守サポート提供契約」にて導入する RPA ライセンス（以下「当該サービス」という。）の利用及び保守に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、受注者が当該サービスを発注者の使用に供することを目的とする。

（利用期間）

第 2 条 当該サービスの利用期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日までとする。

（仕様）

第 3 条 業務の内容は別紙「RPA ソフトウェアの利用ライセンス及び保守サポート提供仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとし、受注者は、前条の履行期間内において、仕様書に基づき業務を処理しなければならない。

2 受注者は、本業務の処理について、仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（契約金額）

第 4 条 この契約に係る契約金額は、金□□□□□□□□円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金□□□□□□□□円）とする。

（契約金額の支払）

第 5 条 契約金額の支払は、契約期間満了後に一括して支払うものとする。

2 発注者は、契約期間満了後、検査が完了し、当該サービスの引渡しを受け、受注者からの適法な支払請求書を受理した日から 3 0 日以内に、契約金額を支払うものとする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、前二項の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅滞日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が 1 0 0 円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第 6 条 奈良市契約規則第 2 3 条第 2 項第 3 号の規定により免除する。

（調査等）

第 7 条 発注者は、この契約に基づく受注者の義務の履行について、随時に調査し、必要な報告を求めるとともに、その実施について必要な指示をすることができる。

2 受注者は、当該サービスについて定期的に点検調整を行い、その記録を整備し、発注者から報告を求められた場合に、報告書を提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務の内容の変更等)

第12条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務の処理を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、この契約による債務を履行しないとき。

(2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復命令をし、その命令が確定したとき。

- イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
 - エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) この契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 2 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 受注者が、第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
 - (11) この契約による債務の履行が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
 - (12) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - (13) この契約による債務の履行の一部を拒絶する意思を明確に示した場合又はこの契約による債務の履行の一部が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

- (14) 特定の日時又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に履行しないとき。
- (15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなきとき。
- 2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) この契約による債務の一部の履行不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (2) この契約による債務の一部を履行することを拒絶する意思を明確に示したとき。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに係わらず、使用料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。
- 6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等
- (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第15条 第13条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- (受注者の催告による解除権)
- 第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第17条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前条の規定による契約の解除をすることができない。
- (相殺条項)
- 第18条 発注者が受注者に対して損害賠償を請求する権利がある場合には、契約金の支払

い義務と相殺することができる。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(特記事項)

第21条 本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において、発注者、受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元 庸

受注者 (住所又は所在地)
(商号又は名称、法人の場合は法人名)
(氏名、法人の場合は代表者の氏名)

(別添 1_別記) (契約第 10 条関係)

奈良市個人情報取扱特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第 1 条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第 2 条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第 3 条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第 1 号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第 2 号）により発注者に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第 4 条 受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第 3 号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

(教育の実施)

第 5 条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第 6 条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

(再委託)

第 7 条 受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第 4 号）により発注者に申請しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第5号）により再委託を承認するものとする。
- 4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。
 - (1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。
 - (2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法
- 6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。
- 7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。
- (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。
- (9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証(様式第6号)を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書(様式第7号)により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第1号（第3条関係）

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

以下のとおり報告します。

業務名			
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第2号（第3条関係）

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業 務 名				
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
（変更前） 作業責任者				年 月 日
（変更後） 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第3号（第4条関係）

作業場所に関する報告書（新規／変更）

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
所在地	：(所在住所)
名称	：(ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	：(当該作業場所で行う作業の詳細)

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

<変更後の内容> 変更年月日 年 月 日

所在地	：(所在住所)
名称	：(ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容	：(当該作業場所で行う作業の詳細)

変更する事項のみについて記入すること。

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地(住所) 名称(商号) 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保す る対策並びに再委託先 に対する管理及び監督 の方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

再委託承認書

（受注者）所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先

奈良市長
（公印省略）

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地（住所） 名称（商号） 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報を預かりました。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> 外付けハードディスク <input type="checkbox"/> CD/DVD <input type="checkbox"/> その他（ ）
情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	（所在地） （名称・商号） （連絡先） （受領者氏名） （受領日） 年 月 日
預り期間（予定）	年 月 日 から 年 月 日まで
返却方法（予定）	

情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。

返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日
-------	-------

受領者	
-----	--

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 （発覚日、発生日及び 発覚に至る経緯を必ず 記載すること。）	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 改ざん <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（ ）人 （発覚した時点で把握した概数を記載すること。）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無 （被害がある場合は、その内容）	

(別添1_別紙)

RPA ソフトウェアの利用ライセンス及び保守サポート提供仕様書

1. 目的

本仕様書は、本市における現行 RPA ツールから次期 RPA ツールへの移行にあたり、導入する RPA ソフトウェアの利用ライセンス要件及び保守サポート要件を定めるものである。

2. 対象環境および導入環境要件

以下の環境下で、RPA 導入端末が正常かつ安定して動作すること。

2.1 共通導入環境要件（本市共通）

- ・ OS：Windows11(64bit)
- ・ ブラウザ：Microsoft Edge・Chrome
- ・ 利用ネットワーク系統：以下の2系統で利用可能であること。
 - ① インターネット接続系：セキュリティクラウド経由のインターネット接続環境。
 - ② 個人番号利用事務系：外部ネットワークから完全に分離されたオフライン環境。

2.2 導入ライセンス数及び形態

本調達において導入するライセンスは、以下の通りとする。

- ① インターネット接続系：1ライセンス（開発用）
- ② 個人番号利用事務系：2ライセンス（開発用）

なお、全てのライセンスは、特定の端末又は特定のユーザに紐付けられないフローティングライセンス形式（※）とし、市内の複数の端末から柔軟に利用・共有できる構成とすること。

（※）フローティングライセンス方式による利用にあたっては、必要に応じて、ライセンス管理用サーバを構築する構成とすることも可能とする。その場合、環境は本市で用意し、当該サーバの構築、設定及び運用に係る費用については、本入札に含まれるものとし、別途費用を要しないものとする。なお、本契約期間中に本市環境の変更により、変更、設定作業が必要となった場合は対応することとする。

個人番号利用事務系については、特定通信用経路の利用により LGWAN-ASP の利用における通信は可能とする。

3. 機能要件

本ソフトウェアは、シナリオの保守性及び安定性を担保するため、以下の技術を有することを必須とする。なお、以下の全ての機能は、契約金額の範囲内で制限なく利用できるも

のとする。

3.1 共通必須機能（両系統で要求）

- ① 高度な要素認識技術：HTML、Windows、Java 等の構造解析（オブジェクト認識）に対応し、ワイルドカードやアンカー認識等の柔軟なセクタ設定が可能であること。また、画面レイアウトの微小な変更に対しても動作を継続できる堅牢な設計であること。
- ② 画像認識・座標指定の制限：画像認識及び座標指定による操作は、構造解析が不可能な場合に限定した補助手段として位置づけること。
- ③ シナリオ制御および例外処理（エラーハンドリング）：条件分岐（If-Else）、繰り返し（Loop）、およびエラー発生時の例外処理（Try-Catch、リトライ、エラー発生時の後続処理指定等）が標準機能として実装されていること。
- ④ 実行ログの出力：シナリオの実行状況、開始・終了時刻、エラー詳細等をログとして出力し、管理者及び開発者が後日速やかに事後確認できること。
- ⑤ ブラウザ自動更新への追従：Microsoft Edge・Chrome のブラウザのバージョンアップに対し、ランタイムの更新等により動作を継続できる仕組みを有すること。
- ⑥ 共用アカウント対応：Windows の共用アカウント環境において、複数の職員がプロファイル毎の個別設定を要さず、シームレスに開発・実行が可能であること。
- ⑦ エクセルのデータ抽出機能：Excel からのデータ抽出時、セル座標（A1 等）の直接指定のみに依存せず、ヘッダー行等を基準にデータ構造を自動認識し、対象データを取得できること。
- ⑧ レコーディング機能：システム操作を自動的に記録し、画面遷移や入力動作を追跡できること。その際、操作対象を構造解析により論理的なセクタとして正確に取得・保持できること。
- ⑨ 視覚的なビジュアルデザイン：シナリオの処理構造をフローチャート等で視覚的に表現し、複雑な処理ロジックであっても直感的に理解・編集できる設計であること。

3.2 個人番号利用事務系（オフライン環境）での必須機能

個人番号利用事務系については、ライセンス認証、更新、およびパッチ適用が、インターネット通信を介さずに完結すること。

3.3 シナリオ作成補助、エラー解析支援（AI 活用機能を用いた処理を行う場合）

以下の機能が標準実装、または外部連携により提供されていることを必須とする。なお、AI 活用機能が未実装の場合は、以下の機能については運用支援により代替対応するものとする。

- 1) 要求される具体的な AI 機能等の例

- ① シナリオ作成補助：日本語の自然言語指示を基に、業務処理の流れを反映したシナリオを自動生成する機能、又はシナリオの作成を支援する機能を有すること。
 - ② エラー解析：エラー発生時、原因の特定や把握及び対応検討を支援する情報を、日本語テキストにより画面上に提示できる機能を有すること。
- 2) 実装方式及び費用の負担
- ① 実装方式の柔軟性：上記の機能は、ソフトウェア本体の標準機能として提供されるほか、生成 AI を活用した実装であっても妨げない。
 - ② ライセンス料の算入：生成 AI を活用した実装の場合、当該生成 AI の利用に必要な全てのライセンス料及び通信料（本契約期間分）は、本調達の提案金額に含めるものとする。
 - ③ 運用手続きの簡素化：生成 AI を活用した実装の場合、原則として提供者（ベンダー）側の契約・手続きに包含され、本市における個別の契約締結等の手続きが最小限となる構成であること。
- 3) データ保護及び機密保持
- ① 本機能の利用により入力・生成された一切の情報（シナリオ構成、システム情報、操作ログ等）について、提供者は本市の承諾なく、自社製品の精度向上や AI モデルの追加学習を含む、本業務以外の目的に二次利用してはならない。
 - ② 外部の生成 AI（API 接続等）を利用する場合も、入力データが当該 AI モデルの学習に再利用されない設定（オプトアウト等）が担保されていること。

4. 移行支援および伴走支援要件

以下の作業を契約金額に含めること。

4.1 伴走型技術支援

- ① ハンズオン支援（年 4 回）：開発中のシナリオに対し、対面または Web 会議にて技術指導を四半期に 1 回実施すること。
- ② 参加人数：本市職員であれば人数制限なく参加可能とすること。

4.2 研修・サポート体制

- ① 基本操作研修：年 1 回以上、オンライン等で参加人数制限のない研修を実施すること。
- ② 教材提供：最新版に対応した e-ラーニング教材（ビデオ、ドキュメント等）を提供すること。
- ③ 研修用環境：追加費用なしで利用可能な研修専用のライセンス環境を提供すること。

4.3 シナリオ作成

- ① 現行 RPA ツールで運用している既存のシナリオを 1 件移行すること（業務手順

の確認・シナリオ構築・動作試験含め 5 人日程度を想定)。

5. サポート体制

5.1 日本語専任ヘルプデスク

- ・ 国内サポート拠点：日本国内に拠点を置く専門スタッフによる日本語サポートを提供すること。
- ・ 対応手段：電子メール、電話、及び必要に応じてオンライン会議システム等を用いたリモート支援が提供可能であること（回数は月 5 回程度を想定）。
- ・ サポート範囲：操作方法に関する問い合わせ、不具合の調査、及びライセンス管理に関する技術的な相談を含むこと。

5.2 導入及び環境構築

- ・ 認証サーバ構築：オフライン環境下でのフローティングライセンス利用にあたり、別途ライセンス認証用サーバの構築が必要な場合、提供者はそのシステム要件(OS、ハードウェア等)を明示し、構築を行うこと。
- ・ 初期セットアップ：本市環境への導入に際し、端末へのソフトウェアインストールは本市で実施するものとするが、それ以外に必要な設定については、提供者が実施すること。なお、本市はその作業に必要な環境を提供するものとし、提供者は必要に応じて要件の提示及び作業内容の説明を行うこと。また、本市が実施する端末へのソフトウェアインストールについても、必要に応じて伴走支援を行うこと。

5.3 サービス品質保証 (SLA)

提供者は、以下のサービス品質を維持し、誠実に履行すること。

- ・ 問い合わせに対する初回回答：本市の営業日（業務時間内）における問い合わせに対し、受領から 1 営業日以内に初回回答（受付完了及び今後の対応方針の提示）を行うこと。なお、1 営業日以内に回答ができない場合は、本市に一報を入れること。
- ・ 重大な不具合への回避策提示：業務継続に支障をきたす重大な不具合（RPA システム停止等）が発生した場合、不具合の受理から 3 営業日以内に暫定的な回避策（ワークアラウンド）または修正パッチ等の提示を行うこと。

6. 納品・検収

- ・ 納品物：ライセンス証書、操作・管理者マニュアル、e-ラーニング教材一式。
- ・ 検収：納品後、本市は検収を行う。仕様不適合（特にオフライン環境での動作不備等）が確認された場合、提供者は速やかに是正措置を実施すること。